

2016年10月20日（木）

《問い合わせ先》
総合労働局
総合労働局長 須田 孝
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

2017 春季生活闘争 基本構想について

連合は、本日開催した第13回中央執行委員会において、2017 春季生活闘争の闘争方針策定に向けた基本構想を確認しましたので、ここに報告いたします。

【概要】

- わが国が直面する経済・社会の構造変化等に対し、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「ディーセント・ワークの実現」が求められている。
- そのためにも引き続き「所得向上による消費拡大を通じた経済の好循環」を実現しなければならない。その重点課題は「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組みにある。
- 2016 春季生活闘争で掲げた「大手追従・準拠からの脱却」「サプライチェーン全体の付加価値分配」の取り組みを継続・定着させる。中小組合における賃金実態把握と賃金制度確立を徹底するとともに、公正取引の推進に労使で取り組み、社会全体に訴えていく。
- 到達目標の実現やミニマム基準の確保に取り組む。その上で、賃上げ要求水準は2%程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め4%程度とする。
- 今後は、10月31日～11月1日に開催する2017 春季生活闘争中央討論集会など組織討議を踏まえ、11月25日の第74回中央委員会にて2017 春季生活闘争方針を決定する。

